

中小企業の退職金、小規模企業共済制度のご紹介

税理士・ファイナンシャルプランナー 山下大輔

小規模企業共済制度は毎月掛金を払い込むことで事業をやめたり退職した場合に一定の共済金を受け取ることができる制度です。加入対象となる人は常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主や会社の役員などです。税制面で大きなメリットを受けられるこの制度を今回はご紹介します。

掛金は小規模企業共済等掛金控除として課税所得から全額控除できます。月額1千円から7万円までの範囲内で選び、掛金の増額・減額も可能です（減額には一定の要件が必要）。以下の表では加入前と後で所得税と住民税を合わせた節税額が課税所得金額に応じていくらになるかを表しています。課税所得金額はその年の総所得金額から基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の金額です。たとえば、課税所得金額が600万円の人で掛金月額3万円を12カ月分支払った場合の節税額は10万8千円です。掛金年額は36万円（3万円×12カ月）ですが、節税額を考慮すると実質の負担は25万2千円となります。課税所得金額が1000万円の人の実質負担率（年間掛金実質負担額÷年間掛金額×100）は57%と大幅に負担が軽減されていることがわかります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧と年間掛金実質負担額

課税所得金額	加入後の節税額			年間掛金実質負担額		
	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円年12万円	掛金月額3万円年36万円	掛金月額7万円年84万円
200万円	20,500円	56,500円	128,500円	99,500円	303,500円	711,500円
400万円	36,000円	108,000円	238,000円	84,000円	252,000円	602,000円
600万円	36,000円	108,000円	252,000円	84,000円	252,000円	588,000円
800万円	39,600円	118,800円	277,200円	80,400円	241,200円	562,800円
1000万円	51,600円	154,800円	361,200円	68,400円	205,200円	478,800円

（出所）小規模企業共済制度パンフレット「掛金の全額所得控除による節税額の一覧表」

コラムの無断転写・転載などを禁じます。 -

をもとに筆者作成

(独立行政法人中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html>)

共済金を受取る時の課税関係もメリットがあります。事業をやめた時や老齢給付(年齢満65歳以上、15年以上の掛金納付が条件)時に支払われる共済金を一括して受け取ると退職所得として扱われます。退職所得は老後の生活保障という性格を考慮し、税額が比較的安くなるようになっています。退職所得金額の計算は以下の式で計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額とは、以下の通りです。20年を超えて勤続した年数には退職所得控除は増額されます。

退職所得控除額

勤続年数が20年以下・・・40万円×勤続年数(最低80万円)

勤続年数が20年超・・・800万円+70万円×(勤続年数-20年)

勤続年数・・・1年未満の端数は切上げ

障害者になったことに直接起因して退職した場合は上記 または により計算した金額に100万円を加算する。

たとえば、掛金月額3万円で30年間掛け続けた場合、老齢給付による共済金の一括受取額は12,635,400円です(小規模企業共済制度パンフレットより)。これ以外に退職金がないとした場合、退職所得控除は1500万円あるため退職所得は0となりますので、この共済金に対して税金はかからないこととなります。

加入者が万が一死亡した場合、遺族に支給される共済金は相続財産とみなされ相続税の対象となります。この場合でも退職金の非課税枠が利用できるため節税のメリットがあります。退職金の非課税限度額は以下の式で計算します

$$\text{退職金の非課税限度額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

配偶者と子が2人いる場合、法定相続人は3人なので非課税限度額は1500万円です。仮に上記と同じ共済金を相続人が受け取った場合、非課税限度の範囲内ですのでこの共済金に相続税は課税されません。

ただし中途解約などは掛金額を下回る場合があります、注意が必要です。継続的に無理なく支払える掛金額を選び、大幅な減収などの予期せぬ事態には減額の申請や契約者貸付の利

コラムの無断転写・転載などを禁じます。 -

用なども考慮するとよいのではないのでしょうか。

小規模な企業や個人事業主は独自の退職金制度がない場合も多く、将来に不安を抱く経営者も大勢いらっしゃるのではないかと思います。この小規模企業共済を将来の退職金の準備として利用することは節税の面から大きなメリットがあるといえるでしょう

上記内容は当コラム作成時のものです。今後税制や共済制度が変更する場合がございます。実際に加入する際には個々の事情をふまえて、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願いいたします。